

令和 3 年 度 第 5 回

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団
理 事 会 議 事 録

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団
令和3年度第5回理事会議事録

理事会の決議があったものとみなされた日

令和3年12月28日

理事会の決議ならびに報告があったものとみなされた事項の提案者

理事長 阪上 昭次

議事録の作成に関わる職務を行った理事

常務理事 林 秀和

理事総数 7名、監事総数 2名

【理事会の決議の目的である事項】

報告第4号 社会福祉法人指導監査の結果及び改善報告について

議案第16号 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業評議員会日時、場所、議案等の決定について

令和3年12月27日から令和3年12月28日までの間、理事長 阪上 昭次が理事の全員及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について上記内容の提案書をもって説明し、令和3年12月28日までに当該提案につき理事の全員から同意の意思表示、監事の全員から異議がないとの意思表示を得たので、定款第32条第2項に基づく理事会の決議の省略方法により、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

また、説明の際にあった意見は以下のとおりである。

大橋理事：会計処理の内容は、指導もとである法人監査課とも調整すること。

武田理事：会計処理の勘定科目の新設は必要ないのか。

辻監事：これまで議決の対象としていた重要な職員の議決は、不要ということか。

決算書の修正はどのような手続きで実施するのか。

細川監事：決算書の修正は再報告が必要か。

以上の通り、理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本事項を提案した理事及び議事録の作成に関わる職務を行った理事は次に記名押印する。

令和 年 月 日

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団

理 事 長

⑩

常 務 理 事

⑩